平成２８年（フ）第７７３号
堺市中区土師町１－８－３エンゼルハイツ207号、住民票上の住所堺市北区百舌鳥梅町１丁316番地
債務者　吉田　健治
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７８０号
大阪府羽曳野市碓井４丁目22番７号
債務者　桑山　龍次
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７９２号
堺市北区北花田町４丁117番地１　ドミールＡＭ202号
債務者　加藤　達哉
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７９５号
大阪府河内長野市上田町30番地の２　911号
債務者　松尾美司子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８０３号
堺市堺区柏木町３丁４番10号
債務者　稲本　義繼
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８１５号
堺市南区竹城台３丁１番14―306号
債務者　山内　俊一
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
山口県宇部市東本町２丁目11番16号
債務者　西村　洋幸
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第６０号
北海道岩見沢市東町１条８丁目932番地65市営住宅５－１号棟104号室
債務者　佐々木豊美（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第６３号
北海道岩見沢市日の出台３丁目６番９号　静風荘105号室
債務者　沢田　幸治
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第２３２号
愛知県江南市藤ケ丘６丁目１番地４　江南団地63棟202号
債務者　藤林商店こと　浮田　英久
1　決定年月日時　平成28年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２９８号
大分市明野西１丁目７番２Ａ２―204号
債務者　秦　　博志
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０４号
青森県八戸市下長五丁目２番11号　市営住宅Ｂ９―17
債務者　羽柴　裕美（旧姓我満）
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第５２６号
仙台市青葉区愛子東５丁目６番17号　ＰＲＯＳＰＥＲ愛子東105、従前の住所福島県喜多方市字押切１丁目46番地　プラシードⅡ101号室
債務者　若狭　菜摘（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５４３号
仙台市青葉区北根黒松18番６―401号、従前の住所仙台市泉区寺岡１丁目23番地の19
債務者　菅原初咲子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５８４号
仙台市泉区黒松３丁目２番14―201号
債務者　藤田　朱美
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６０５号
仙台市青葉区桜ケ岡公園４番１―505号、従前の住所仙台市若林区弓ノ町62番地の１　セザール弓ノ町101
債務者　今元　賢志
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６２８号
仙台市宮城野区銀杏町20番４号　ａｎハイツ102
債務者　河村　友美
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係